

令和8・9年度堺都市再生事務所所掌地区における 維持保全（緊急）工事に係る基礎資料収集の実施に ついて

- 維持保全（緊急）工事に係る基礎資料収集の実施について
- 維持保全（緊急）工事に係る基礎資料収集対象工事区分表
- 維持保全（緊急）工事に係る基礎資料の作成要領
- 提出時の調査資料のセット方法
- 維持保全（緊急）工事に係る基礎資料調査票
- 維持保全（緊急）工事に係る基礎資料調査票（記入例）
- 維持保全（緊急）工事に関する協定書
- 地区案内図

令和8年7月24日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

技術監理部

令和8・9年度堺都市再生事務所所掌地区における 維持保全(緊急)工事に係る基礎資料収集の実施について

独立行政法人都市再生機構西日本支社堺都市再生事務所が発注する維持保全(緊急)工事について、地理的条件・技術的適性・実施体制を把握し、透明かつ公平に指名するため、次のとおり基礎資料の収集を行うこととしたのでお知らせします。

1. 基礎資料収集対象工事区分等

- (1) 堺都市再生事務所所掌地区において、令和8年10月1日(予定)以降、次回の基礎資料収集の実施までの間に、単価契約等により発注が見込まれる維持保全(緊急)工事に係る別紙の工事区分表記載の工事を対象とします。
- (2) 調査は基礎資料の提出により行います。
- (3) 基礎資料収集の受付を完了し有資格者となった者と機構において、事前に「令和8・9年度堺都市再生事務所所掌地区における維持保全(緊急)工事に関する協定書(別紙)(以下「協定書」という。)」を締結していただきます。
- (4) 契約期間は協定書に記載の協定期間をご確認ください。

2. 基礎資料提出の要件

当機構関西地区における令和7・8年度の競争参加資格(工事種別土木B、C又はD)の認定を受けている者とし、かつ別紙の基礎資料収集対象工事区分表に記載されている、機構の定める要件を満たしている者としてします。

ただし、令和9年4月1日から令和10年9月30日の履行においては、上記に加え、令和9・10年度競争参加資格(工事種別：土木B、C又はD)の認定を受けてください。

3. 基礎資料の作成及び提出に係る事項

- (1) 基礎資料の作成要領の交付期間及び場所
 - ①交付期間 令和8年7月24日(金)から令和8年8月7日(金)まで
 - ②交付方法 当機構ホームページからダウンロードしてください。
- (2) 基礎資料の提出期間及び場所
 - ①提出期間 令和8年7月24日(金)から令和8年8月7日(金)まで
 - ②提出方法 基礎資料は基礎資料の作成要領に基づき作成し、持参または郵送にて提出してください。
(持参の場合)
必ず事前に提出日時を連絡のうえ来所願います。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から12時及び午後1時から4時までの間)
(郵送の場合)
必ず簡易書留での送付をお願いいたします。
- ②提出場所 独立行政法人都市再生機構 西日本支社 堺都市再生事務所 工事担当
大阪府堺市堺区三宝町四丁274番地2(TEL:072-282-7722)

4. 基礎資料の審査及び業者選定

提出された基礎資料の審査を行い、機構の定める要件を満たす者を選定します。

5. その他

- (1) この調査は、単価契約等による維持保全(緊急)工事に係る業者選定の基礎資料とするために行うものであり、必ずしも基礎資料提出者に指名を予定するものではありません。
- (2) 提出された基礎資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし指名停止措置要領に基づく指名停止措置をおこなうことがあります。
- (3) 提出された基礎資料を受領後、調査非対象者と判明した場合は、その旨を通知し基礎資料を返却しますが、それ以外の場合は返却しません。

以 上

令和8・9年度 堺都市再生事務所所掌地区における維持保全（緊急）工事に係る 基礎資料収集対象 工事区分表

機構の定める要件

要件1. 緊急連絡体制

- ・平日は、常に会社等への連絡が可能であること。
- ・土日祝日及び夜間は、工事内容等が理解できる者に連絡が取れる体制が確保できること。

要件2. 緊急動員体制

- ・緊急工事等の連絡を受けて概ね 30 分以内に、自社の技術者が現地状況を確認し、応急対応工法を検討できる主任技術者等の手配ができること。

要件3. 緊急時の施工体制

- ・現地状況を確認後、原則として当日中に応急作業に着手できる建設機械（バックホウ、ダンプトラック等）の手配及び、作業員及び主任技術者等の動員が可能であること。

工 事 種 別	工 事 区 分	工 事 内 容	所掌地区名	機 構 の 定 め る 要 件				
				格 付	地理的条件	技術的適性	主任技術者等	作業員
土 木	維持 保全 工事	・防災工事 ・道路維持保全工事 ・防護柵復旧等工事 他	大和川左岸 (三宝)地区	※土木B 土木C 土木D	建設業法上届出している本店が堺市にあること。	工事内容に記載した同種の工事について、平成28年4月1日から調査資料交付開始日（令和8年7月24日）までに完了した工事で、元請としての施工実績があること。	主任技術者又は監理技術者が、少なくとも1名以上在籍していること。	緊急動員可能な作業員が、少なくとも3名以上確保できること。

※令和9年4月1日から令和10年9月30日の履行においては令和9・10年度競争参加資格（土木B、CまたはD）の認定を受けてください。

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
技術監理部

令和8・9年度堺都市再生事務所所掌地区における 維持保全（緊急）工事に係る基礎資料の作成要領

今回の基礎資料収集は、独立行政法人都市再生機構西日本支社堺都市再生事務所が発注する単価契約等による維持保全（緊急）工事について、地理的条件・技術的適性・実施体制を把握し、透明かつ公平に指名するために「令和7・8年度建設工事競争参加資格審査」の認定を受けた者から、基礎資料の収集を行うものであり、以下の点に留意し作成してください。

1 工事種別・区分について

【別紙】の基礎資料調査対象工事区分表において機構が定める要件を満たす者に限ります。また、経常建設共同企業体とその構成員とは、重複できませんので、どちらか一方で作成してください。

2 本店の所在地について

本店の所在地については、基礎資料収集対象工事区分表記載の工事区分に記載されている地理的条件に該当する所在地であることとします。

なお、提出に際しては本店の所在地が記載されている建設業許可申請書の写し（様式第一号及び同号別表の写し）並びに所在地がわかる位置図を添付してください。

3 機構の定める要件について

①要件1： 緊急連絡体制

- ・ 平日は、常に会社等への連絡が可能であること。
- ・ 土日祝日及び夜間は、工事内容等が理解できる者に連絡が取れる体制が確保できること。

②要件2： 緊急動員体制

- ・ 緊急工事等の連絡を受けて概ね30分以内に、自社の技術者が現地状況を確認し、応急対応工法を検討できる主任技術者等の手配ができること。

③要件3： 緊急時の施工体制

- ・ 現地状況を確認後、原則として当日中に応急作業に着手できる建設機械（バックホウ、ダンプトラック等）を手配し、3名以上の作業員及び主任技術者等の動員が可能であること。

上記の各要件を満たしている場合に○を記入してください。

（各要件を満たしていなければ基礎資料を受理しません。）

4 技術者の在籍状況等について

- ① 主任技術者等（建設業法第26条に示す技術者であり各資格要件を満たす者）の在籍状況は、工事種別（土木）における主任技術者及び監理技術者それぞれの総数を記入してください。主任技術者又は監理技術者の総数が少なくとも1名以上が条件です。

主任技術者及び監理技術者の資格確認として、主任技術者の場合は、土木施工管理技士試験合格証の写しを、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写し（表・裏面）を添付してください。（監理技術者資格者証の交付を受けたものについては、監理技術者講習終了証の写しも添付してください。）また、直接的雇用関係が証明できる書類の写し（監理技術者資格者証、健康保険被保険者証等）も添付してください。

- ② 監理技術者の配置のない者は、その理由を選択してください。

- ③ 産業廃棄物収集運搬業許可を受けている場合は、許可書の写しをつけて下さい。

5 手持ち機械の状況

自社保有の機械数（バックホウ、ダンプトラック）を記入してください。

6 過去における工事実績について

- ① 実績については、「工事区分表」の技術的適性に定める内容で、元請けとしての工事実績を最大3件まで記入してください。なお、金額の下限はありません。（施工実績が3件以上ある場合は、3件全て記載してください。）
- ② 工事実績については、実績の証明ができる書類の写し（例：コリンズの竣工時カルテ、工事請負契約書の写し（発注先及び受注者の記名押印等がなされていること。）、特定元方事業者の事業開始報告等）を添付してください。
（注：上記書類で工事内容等の施工実績要件を満たすことが確認できない場合は、確認できる書類も必ず添付してください。）
- ② 過去の実績となる工事は、平成28年4月1日から調査資料交付開始日（令和8年7月24日）までに完了した工事とします。（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合に限ります。）

7 その他

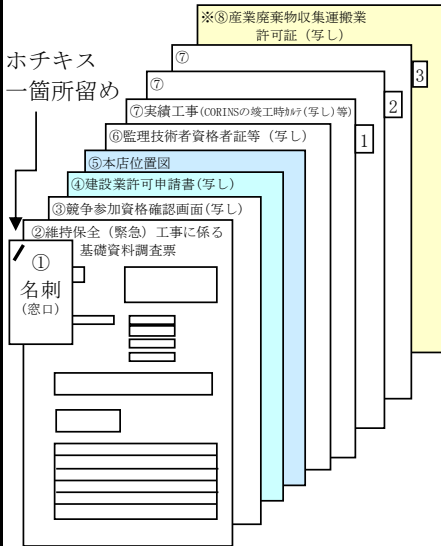
- ① この調査は、次回の基礎資料収集の実施までの間、維持保全（緊急）工事の単価契約等に係る業者選定の基礎資料のために行うものであり、必ずしも基礎資料提出者に指名を予定するものではありません。また、今回の調査及び審査により選定業者に登録された場合においても、維持保全（緊急）工事が発注されない場合があります。
- ② 維持保全（緊急）工事の発注指名にあたっては、今回の調査及び審査により選定された業者で、機構の競争参加資格認定の総合点数の上位業者より順次選定します。
- ③ 基礎資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- ④ 会社更生法及び民事再生法の手続を申し立てている者も基礎資料の提出はできますが、競争参加資格に係る再審査で認定されるまでは、①の基礎資料とはしません。
- ⑤ 基礎資料提出後、合併又は営業譲渡が行われ、競争参加資格に係る再審査の結果、資料提出した工事種別について格付が変更され該当しなくなった場合は、①の基礎資料とはしません。
- ⑥ 営業停止中又は指名停止中の者も基礎資料の提出はできますが、その期間中は指名されません。
- ⑦ 提出された基礎資料の内容が虚偽である場合は当該資料を無効とし、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。
- ⑧ 基礎資料を受領後、調査非対象者と判明した場合はその旨を通知し資料を返却しますが、それ以外の場合は、提出された基礎資料は返却しません。
- ⑨ 当機構においては、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律140号）の施行に伴い平成14年10月1日以降、当機構が取得した文書（例：工事希望調査提出資料など）は、開示請求者（例：会社、個人など「法人・個人」を問わない。）から請求のあった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれのないものについて、当該書類を開示対象にすることとなっております。

以 上

〔提出時の調査資料のセット方法〕

調査資料を以下のようにセットして、提出して下さい。

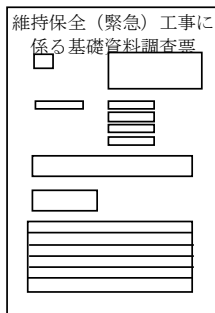
機構提出用



- | | | |
|---|-------|--------|
| ①名刺（窓口者） | ----- | 1部 |
| ②維持保全（緊急）工事に係る基礎資料調査票 | ---- | 1部 |
| ③競争参加資格認定が確認できるHPの画面（写し） | - | 1部 |
| ④建設業許可申請書（写し） | ----- | 1部 |
| ⑤本店位置図 | ----- | 1部 |
| ⑥監理技術者資格者証等（写し） | ----- | 1部 |
| ⑦実績工事（CORINSの竣工時カルテ等（写し）） | ---- | 工事毎 1部 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 調査表記載の実績工事について、工事契約書の表紙又は
 CORINSの竣工時カルテ等の写しに調査票と整合した
 インデックス番号（1番からの通し番号）を付けて添付 </div> | | |

※⑧産業廃棄物収集運搬業許可証（写し） ----- 1部
 （※産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者のみ添付）

提出者控え



調査票受付時に当機構で受付押印し、提出者の控となりますので
 ご用意下さい。

- ①維持保全（緊急）工事に係る基礎資料調査票（表紙の写し） - 1部

(機構記入欄) 競争参加資格登録認定: 済 未

建設業許可番号

格付	土木		
登録番号			

維持保全(緊急)工事に係る基礎資料調査票【令和8・9年度用】

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 倉上 卓也 殿

令和8年 月 日

この基礎資料(及び添付書類)の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

商号又は名称	社印	
記入者名及び 所属部課等	氏名	TEL

1 工事希望
工事種別

工事区分

土木

維持保全工事

2 本社所在地

本社の 名称	郵便番号	所在地	
	電話番号	FAX番号	

3 機構の定める要件について

要件1: 緊急連絡体制	要件2: 緊急動員体制	要件3: 緊急時の施工体制

4 主任技術者等在籍状況 (主任技術者又は監理技術者が在籍していることが条件です。)

技術者要件	主任技術者資格要件 を満たす技術者数	監理技術者証の交付 を受けている技術者数
技術者数	名	名

※監理技術者証の交付を受けていない場合は、下記理由を選択し番号に○をつけて下さい。

1 一般建設業	2 特定建設業であるが、下請け契約を建設業法で定める金額以下で実施する予定
---------	---------------------------------------

※産業廃棄物収集運搬業許可の有無に○を付けて下さい。 また許可を受けている場合は、許可書の写しをつけて下さい。

産業廃棄物収集運搬業許可の有無	有 ・ 無
-----------------	-------

5 手持ち機械の状況

バックホウ	0.1m ³ 級以下	台	0.35m ³ 級以下	台	0.4m ³ 级以上	台
ダンプトラック	2 t 以下	台	4 t 以下	台	5 t 以上	台

6 過去における元請け工事施工実績(施工実績が1件以上あることが条件です。)

1. 工事件名(工期: 年 月 日～ 年 月 日)	1. 機構工事	左記発注機関の番号を記入
発注機関名	2. 公共機関工事	
工事内容	3. 民間工事	請負金額を記入
		千円
2. 工事件名(工期: 年 月 日～ 年 月 日)	1. 機構工事	左記発注機関の番号を記入
発注機関名	2. 公共機関工事	
工事内容	3. 民間工事	請負金額を記入
		千円
3. 工事件名(工期: 年 月 日～ 年 月 日)	1. 機構工事	左記発注機関の番号を記入
発注機関名	2. 公共機関工事	
工事内容	3. 民間工事	請負金額を記入
		千円

		(機構記入欄) 競争参加資格登録認定: 済 未	
		建設業許可番号 26-123456(特定)	
格付	土木	D	記入しない
登録番号	123456		

B、C又はDを記入

建設業許可番号を記入する

機構登録番号を記入する

維持保全(緊急)工事に係る基礎資料調査票【令和8・9年度用】記入例

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 倉上 卓也 殿

令和8年 月 日

この基礎資料(及び添付書類)の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

商号又は名称	機構建設(株)			社印
記入者名及び 所属部課等	氏名	機構 太郎	TEL	072-123-4567
	土木営業部 営業第一課			

1 工事希望
工事種別

土木

工事区分

維持保全工事

2 本社所在地

必ず、本店が、地理的条件の市内にあること。

本社の 名称	本店	郵便番号	123-4567	所在地	大阪府堺市堺区〇丁〇番〇号〇〇ビル
		電話番号	072-123-4567	FAX番号	072-123-5678

3 機構の定める要件について

要件1、要件2、要件3について要件を満たしていれば、〇を記入する

要件1: 緊急連絡体制	要件2: 緊急動員体制	要件3: 緊急時の施工体制
〇	〇	〇

4 主任技術者等在籍状況 (主任技術者又は監理技術者が在籍していることが条件です。)

技術者要件	主任技術者資格要件を満たす技術者数	監理技術者証の交付を受けている技術者数
技術者数	10 名	5 名

※監理技術者証の交付を受けていない場合は、下記理由を選択し番号に〇をつけて下さい。

1 一般建設業	2 特定建設業であるが、下請け契約を建設業法で定める金額以下で実施する予定
---------	---------------------------------------

※産業廃棄物収集運搬業許可の有無に〇を付けて下さい。 また許可を受けている場合は、許可書の写しをつけて下さい。

産業廃棄物収集運搬業許可の有無	有 ・ 無
-----------------	-------

5 手持ち機械の状況

バックホウ	0.1m ³ 級以下	2 台	0.35m ³ 級以下	3 台	0.4m ³ 级以上	0 台
ダンプトラック	2 t 以下	3 台	4 t 以下	2 台	5 t 以上	2 台

6 過去における元請け工事施工実績(施工実績が1件以上あることが条件です。)

1. 工事件名(工期: H 年 月 日 ~ R 年 月 日)	1. 機構工事	左記発注機関の番号を記入
〇〇地区〇〇工区板柵水路設置その他工事	2. 公共機関工事	1
発注機関名	3. 民間工事	請負金額を記入
都市機構		6,300 千円
2. 工事件名(工期: H 年 月 日 ~ H 年 月 日)	1. 機構工事	左記発注機関の番号を記入
〇〇地区〇〇工区法面復旧工事	2. 公共機関工事	2
発注機関名	3. 民間工事	請負金額を記入
大阪府		14,700 千円
3. 工事件名(工期: H 年 月 日 ~ H 年 月 日)	1. 機構工事	左記発注機関の番号を記入
〇〇川支川水路災害復旧工事	2. 公共機関工事	2
発注機関名	3. 民間工事	請負金額を記入
堺市		8,400 千円

大和川左岸(三宝)地区案内図

大和川左岸(三宝)地区

七道駅

南海本線

南海高野線

JR阪和線

対象地
堺市堺区松屋大和川通、
松屋町、南島町の各一部



1:15000

0 150 300 450 600 750 900 m

印紙

令和 8 ・ 9 年度堺都市再生事務所所掌地区における
維持保全（緊急）工事に関する協定書

工事種目 維持保全（緊急）工事
担当地区 大和川左岸（三宝）地区
協定期間 令和 8 年 1 0 月 1 日から
 令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで

頭書の工事について、発注者独立行政法人都市再生機構と受注者〇〇建設株式会社とは、次のとおり協定を締結する。

この協定締結の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 9 月 日

発注者 大阪府大阪市北区梅田一丁目 1 3 番 1 号
 独立行政法人都市再生機構西日本支社
 支 社 長 倉 上 卓 也 印

受注者

印

（総則）

第 1 条 受注者は、この協定に従い、道路、公園等の公共施設の現状を維持保全するために必要な工事（以下「工事」という。）について発注者の注文を受けたときは、これに応ずるものとする。

（工事の施工の進め方）

第 2 条 受注者は、この協定書、別途発注者の指示する標準設計書、図面及び特記仕様書並びに独立行政法人都市再生機構工事共通仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって、迅速かつ確実に工事を施工するものとする。

（工事の発注）

第 3 条 発注者は、工事の発注を行うときは、発注者の定める「維持保全工事発注書」及び「維持保全工事発注通知書」（以下「工事発注書等」という。）を、それぞれ 1 部受注者に交付するものとする。

2 受注者は、前項の規定による工事の発注を受けた場合において、発注者が要求したときは、速やかに、発注者の定める請書を発注者に提出するものとする。

3 発注者は、工事の内容により必要と認めたときは、発注者の定める工事請負契約書により発注者と受注者との間に工事請負契約を締結して工事

の発注を行うものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、特に緊急を要する工事については、発注者は、受注者に電話その他により口頭で発注することができる。この場合においては、発注者は、事後速やかに、受注者に対して工事発注書等を交付するものとする。

(工期)

第4条 受注者は、工事発注書等の交付を受けたときは、当該工事発注書等に指定された工期（以下「工期」という。）内に工事を施工し、完了させなければならない。

- 2 受注者は、受注者の責めに帰することができない理由又は正当な理由により、工期内に工事を完了させることができないときは、速やかに、その理由及び延長希望日数等を詳記した書面により発注者に通知し、その了解を得なければならない。

(監督員)

第5条 発注者は、受注者の工事の施工状況について監督し、又は指示する監督員（以下「監督員」という。）を定めるものとし、監督員を定めたときは、受注者に通知するものとする。監督員を変更したときも、また同様とする。

(工事施工上の注意)

第6条 受注者は、工事の施工について、監督員の指示に従うものとする。

- 2 工事用材料の品質又は規格その他工事の施工に関して明らかでない事項については、受注者は、監督員と協議して定めるものとする。
- 3 受注者は、工事用材料のうち、調合を要するものについては、監督員の立会いを得た上で調合したものを使用するものとする。
- 4 受注者は、水中又は地下に埋設する工事その他完了後外面から明視することができない工事を施工するときは、監督員の立会いを得た上で施工するものとする。
- 5 電気、ガス又は水道の使用に関し、あらかじめ発注者からその使用料を受注者の負担とする旨の指示を受けたときは、受注者は、発注者の請求によりこれを発注者に支払わなければならない。

(検査及び引渡し)

第7条 受注者は、工事が完了したときは、完了届（発注者の定める「維持保全工事発注書」に附属するものをいう。）を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項の検査の結果、発注者から修補又は改造を命ぜられたときは、遅滞なく修補又は改造を行い、発注者の再検査を受けなければならない。
- 3 工事目的物は、第1項の検査又は前項の再検査の結果、発注者が合格と認めた時をもって、発注者に引渡されたものとする。

(請負代金額の算定)

第8条 この協定に基づく工事の請負代金額は、別紙「工事単価表」に定め

る単価により算定するものとする。

- 2 前項の単価によることができない工事については、発注者と受注者とが協議して請負代金額を定めるものとする。
- 3 材料費の変動等により第1項の単価の改定が必要と認められるに至ったときは、発注者又は受注者は、当該単価の改定を相手方に申し入れ、発注者と受注者とが協議してこれを改定するものとする。

(請負代金の支払い)

第9条 工事の請負代金の支払いは、各月分を一括して毎月1回行うものとする。

- 2 受注者は、当月の第7条第1項の検査又は同条第2項の再検査に合格した工事の請負代金支払請求書(発注者の定める「維持保全工事発注書」に附属するものをいう。以下同じ。)を一括して、翌月10日までに発注者に提出するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対して相当の期間を定めて、目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項において発注者が定めた相当の期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金額の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定による履行の追完又は請負代金額の減額請求は、第7条第3項の規定による引渡し完了の日から2年以内にこれを行わなければならない。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 受注者は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第12条 受注者は、この協定に基づく工事の施工の全部又は主体的部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、やむを得ず工事の施工の一部を第三者に委託し、又は請け負わせなければならないときは、あらかじめ、書面による発注者の承諾を得なければならない。

(特許権等の使用)

第13条 受注者は、特許権その他の第三者の権利の対象となっている施工方法等により工事を施工するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(損害賠償)

第14条 受注者は、工事の施工に伴い、受注者の責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えた場合には、これを賠償しなければならない。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第15条 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、工期内に工事を完了することができない場合には、発注者の定める「維持保全工事発注書」に定める金額につき、延滞日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で算定した額を延滞金として、発注者に支払わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第15条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この協定期間中に発注した総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この協定に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この協定に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされているとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この協定が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この協定に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含

む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(相殺)

第16条 受注者がこの協定に基づく賠償金又は延滞金を発注者の指定する期間内に発注者に支払わないときは、発注者は、その金額と工事に係る請負代金額とをその対当額について相殺し、なお不足を生ずるときは追徴することができる。

(通知事項)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、書面でその旨を発注者に通知しなければならない。

- 一 営業を廃止し、又は休止しようとするとき。
- 二 組織を変更しようとするとき。
- 三 氏名若しくは名称を変更したとき、又は代表者に異動があったとき。
- 四 電気事業、ガス事業又は水道事業の事業者からこれらの工事について施工が認められている場合において、これを取り消されたとき。
- 五 法令に基づき工事の施工について一定の資格を必要とする場合において、専属する有資格者に異動があったとき。

(協力義務)

第18条 受注者は、工事の施工に当たっては、発注者が発注する他の業務を担当する業者との友好及び協力に努め、円滑に工事を施工しなければならない。

(発注者の解除権)

第19条 発注者は、受注者がこの協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの協定を解除することができる。ただし、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらないでこの協定を解除することができる。

- 一 第11条の規定に違反して又は第3号に掲げる暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 二 受注者がその債務の履行をせず、発注者が本条柱書の催告をしても契約をした目的を達するのに足る履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 三 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77

- 号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 四 第15条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの協定を解除したときは、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相当する額を受注者に支払い、その引渡しを受けることができる。
- (管轄裁判所)
- 第20条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- (その他)
- 第21条 この協定に定めのない事項に関しては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

以 上